

# 八潮市人権施策推進指針

～人権尊重社会の実現のために～

## 【履 歴】

平成17年6月(初 版)

平成28年3月(第2版)

令和 8年3月(第3版)

# 八 潮 市

令和8年3月

## はじめに

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であって、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

21世紀は、「人権の世紀」ともいわれ、すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するために、国内社会はもとより、国際社会においても多くの取り組みがなされてきました。

本市におきましても、平成12年（2000年）3月に策定した「人権教育のための国連10年八潮市行動計画」の終了に伴い、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に則り、平成17年（2005年）6月に「八潮市人権施策推進指針」を策定、平成28年（2016年）3月に改定し、すべての市民が、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るい社会をつくるため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に努めてまいりました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、障がい者への差別、性的マイノリティや外国人市民に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害の発生など人権問題は複雑・多様化するとともに、様々な災害より避難された方々への人権の配慮等の新たな課題も生じています。

このような社会情勢の変化や、埼葛郡市人権施策推進協議会が行っている「人権に関する意識調査」の結果等を踏まえ、この度「八潮市人権施策推進指針」を改定いたしました。

今後は、この新たな指針に基づき、市民及び関係団体の皆様と連携を図りながら、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現のために、人権教育・啓発を推進してまいります。

令和8年3月

八潮市長 大山 忍

## 目 次

第1章 指針の改定にあたって.....	5
1. 指針改定の背景.....	5
(1) 国際社会の動き.....	5
(2) 国内の動き.....	6
(3) 埼玉県の動き.....	7
(4) 八潮市における取り組み.....	7
第2章 基本理念.....	8
第3章 趣旨.....	9
1. 人権を尊重し合う社会の構築.....	9
2. 「人権文化」の構築.....	9
3. 各種団体の主体的な取り組みの推進.....	9
4. 総合的な取り組み.....	9
第4章 現状の課題と基本方針.....	10
1. 部落差別.....	11
2. 女性の人権.....	13
3. こどもの人権.....	15
4. 高齢者の人権.....	17
5. 障がいのある人の人権.....	19
6. 外国人市民の人権.....	21
7. アイヌの人々の人権.....	23
8. インターネットによる人権侵害.....	24
9. 性的マイノリティの人権.....	25
10. 感染症患者等の人権.....	26
11. 刑を終えて出所した人の人権.....	27
12. 犯罪被害者やその家族の人権.....	28
13. 北朝鮮当局による拉致問題.....	29
14. 災害時における人権への配慮.....	30
15. その他の人権問題.....	31
第5章 人権教育・啓発の推進.....	32
1. あらゆる場を通じた人権教育.....	32
(1) 学校教育における人権教育.....	32
(2) 社会教育における人権教育.....	33

(3) 家庭における人権教育 .....	34
(4) 企業における人権教育 .....	34
(5) 行政における人権教育 .....	35
(6) 福祉・医療関係者における人権教育 .....	35
2. 効果的な啓発活動の実施 .....	35
(1) 効果的な手法の採用 .....	36
(2) 視聴覚教材の整備 .....	36
(3) 人権情報の提供 .....	36
(4) 推進体制の整備 .....	36
3. 連携体制 .....	36
(1) 国・県との連携 .....	36
(2) 近隣市町との連携 .....	36
(3) 民間団体との連携 .....	37
第6章 計画の推進 .....	38
1. 目標の達成 .....	38
2. 推進体制の整備 .....	38
(1) 全庁体制での推進 .....	38
(2) 啓発・学習資料等の提供 .....	38
3. 見直し .....	38

**【資料】**

- 世界人権宣言
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

## 第1章 指針の改定にあたって

### 1. 指針改定の背景

#### (1) 国際社会の動き

人類は第2次世界大戦という世界的な規模の戦争を経験し、世界各地で多くの犠牲者を出す結果となり、世界各国の呼びかけで昭和20年（1945年）に国際連合が結成され、昭和23年（1948年）には、人権の確立を通じて平和な社会を築くため、世界人権宣言が採択されています。

この世界人権宣言の理念を実現するために、国際連合では「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめとする数多くの宣言や「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」等を採用するとともに、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」等を通じて各国に人権確立への取り組みを呼びかけてきました。

また、平成16年（2004年）12月国連総会において「人権教育のための国連10年」のフォローアップとして「人権教育のための世界プログラム」が採択され、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在しない」という教訓のもと、これからの地域社会のキーワードになる“人権”を国際社会の共通課題として、「人類の共生」、「人間の発展と安全」に取り組んできました。

さらに、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは、先進国と発展途上国が共に取り組むべき国際社会共通の普遍的な17の目標であり、その前文には「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」として、人権尊重の理念が基礎となることを示しています。

## (2)国内の動き

我が国においては、平成7年（1995年）12月に人権問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣総理大臣を本部長とした「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9年（1997年）7月に「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しました。

国はこの計画を踏まえ、「日本社会には依然として様々な人権問題が存在している」という認識のもとに「広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する『共生の心』を醸成する」、「人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みを強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に取り組むこと」として実施されてきました。

「人権教育・啓発推進法」の制定により、平成14年（2002年）3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発に関する各種の施策が展開されています。この基本計画は、平成23年（2011年）4月に一部が変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する事項が加わり、人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

その他の法としては、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成14年（2002年）に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、平成16年（2004年）に「発達障害者支援法」、平成17年（2005年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成28年（2016年）には「人権三法」と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が、さらに令和7年（2025年）には、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、インターネット上での誹謗中傷や権利侵害情報に対する対応が強化されるなど、幅広い分

野についても法による救済が及ぶように、人権に関する諸法が整備されてきました。

### (3) 埼玉県動き

埼玉県では、平成14年（2002年）に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、平成24年（2012年）3月の改定を経て、令和4年（2022年）3月に、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して「埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）」が策定されました。また、同年、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現」を目指した取り組みを進めています。

### (4) 八潮市における取り組み

本市においては、平成7年（1995年）9月には、八潮市議会において「人権擁護に関する決議」が行われ、さらに、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的な人権教育の推進を図るため、平成10年（1998年）に市長を本部長とする「八潮市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、「人権教育のための国連10年八潮市行動計画」を策定しました。

平成17年（2005年）3月に「人権教育のための国連10年国内行動計画」が終了することに伴い、八潮市行動計画も終了することになりましたが、本市においては、八潮市行動計画の趣旨を継承し、「人権教育・啓発推進法」の基本理念に則り、人権という普遍的文化を確立するということを目的に、平成17年（2005年）4月に「八潮市人権施策推進本部」を設置し、平成17年（2005年）6月に「八潮市人権施策推進指針」を策定、平成28年（2016年）3月に改定し、以後、この指針に基づき、市民、関係団体の皆さんと連携を図りながら、一人ひとりの人権が尊重される社会実現のために、人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

また、令和4年（2022年）4月の「八潮市パートナーシップ宣誓制度」を導入や令和5年（2023年）3月の「八潮市ダイバーシティ社会推進方針」の策定など、様々な計画等の策定や更新がなされ、こうした状況に対応するため、「八潮市人権施策推進指針」を改定し、「人権尊重社会の実現」を目指し、人権尊重の視点に立った施策を推進していきます。

## 第2章 基本理念

人権は、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利であり、基本的人権に基づくものです。

人権が尊重される社会は、一人ひとりの尊厳が認められ、個人が個人として輝いて生きていける社会です。しかし、私たちの社会には様々な尺度で「違い」をつくり、そのことによって人間の尊厳をないがしろにすることがあります。

「違う」ということで差別したり、排除したりすることは、人間の尊厳を犯すことであり、重大な人権侵害です。このような事が起こらないよう人権教育・啓発を総合的に推進していくことが必要となります。

人権教育の推進の目標は、一人ひとりが自立し人間としての尊厳を自覚し、お互いを認め合いながら共生することのできる社会の実現です。

また、本市が目指す人権教育は、市民の皆さんが自らの学習によって人間性を培うことから始まり、人と人とのふれ合いが、市民のネットワークとなり、そして市民一人ひとりが新たな人権意識を創りだし「思いやり」、「いたみ」、「やさしさ」、「互いの立場」や「認めあう心」を大切にすることです。つまり、人権教育は「人づくり」であり、真に差別のない人権尊重の社会を目指し、人権教育・啓発の推進に努めます。

## 第3章 趣旨

この指針は、平成6年（1994年）の第49回国連総会で報告された「国連10年行動計画1995年～2004年（平成7年～16年）」の趣旨を踏まえ、平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育・啓発推進法」に基づき、埼玉郡市市町と連携しながら部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人市民等への差別など、あらゆる差別を無くし、すべての人が個性を認められ、個人として尊重される豊かな「人権の文化」を築き上げるため、本市における人権教育・啓発に関する重点施策として位置づけるものであり、目標及び施策の方向性を示すものです。

### 1. 人権を尊重し合う社会の構築

この指針は、人権についての知識を提供するだけでなく、同時に人権尊重の社会を築くためのスキル（技術・技能）を分かち、伝え、人権尊重の精神・心構えを育むものでなくてはなりません。

### 2. 「人権文化」の構築

人権問題は、普段の生活の中にある問題であり、決して特定の人の特典の問題ではありません。人権について、自分自身の問題として捉え、市民が主体的に学び、その成果が生活のあらゆる面で実践されることが「人権文化」の構築につながります。

### 3. 各種団体の主体的な取り組みの推進

市内の民間事業所や各種団体においても、人権教育・啓発の取り組みを主体的に推進できるよう、働きかけをする必要があります。

### 4. 総合的な取り組み

市のあらゆる施策の実施にあたっては、この指針や平成11年（1999年）7月29日に人権擁護推進審議会から出された「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進します。

## 第4章 現状の課題と基本方針

人権問題は、この社会の現実の問題であり、家庭、学校、地域、職場等のあらゆる場における社会生活において生じる普遍的な課題です。人権教育・啓発を具体的に展開するためには、私たちの身のまわりの人権問題の現状を把握しておくことが必要です。

人権教育・啓発を進めるにあたっては、各課題に対する正しい理解と認識を深め、解決につなげていくことが重要です。

人権問題は幅が広く、奥行きが深い問題であり、本市における重要課題に限られるものではありませんが、様々な人権問題を学習することによって、人権感覚を養い、あらゆる人権問題の解決につなげることが大切です。

なお、現状を把握するため埼玉葛郡市市町で実施している「人権に関する意識調査」の結果等を踏まえ、人権問題のそれぞれが持つ重要課題に対し、法の下での平等、個人の尊厳を普遍的な視点から捉え、それぞれの問題に応じた解決を図るための諸施策を積極的に推進します。

## 1. 部落差別(同和問題)

### 【現状と課題】

我が国は、国民的課題である部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決を目指し、差別と偏見の解消を図るための各種事業を実施してきました。

昭和44年（1969年）には、同和対策事業特別措置法が制定され、その後、33年間にわたる特別対策事業により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善されたことから、国においては平成14年（2002年）に特別措置法に基づく事業を終了し、「人権教育・啓発推進法」により、人権教育・啓発を中心とした施策が一般対策事業として行われています。

しかし、近年においても、身元調査を目的とした戸籍関係書類の不正取得事件や、インターネットの掲示板等における差別的な書き込みなどが発生しているほか、結婚や就職等の面で差別事件が発生しています。

また、部落差別を口実とする不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為（※1）」の横行が、部落差別に対する誤った意識を植え付けることになっているなど、解決しなければならない課題はまだ残されています。

このような状況から、平成28年（2016年）に施行された「部落差別解消推進法」及び令和4年（2022年）7月に施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、すべての市民の正しい理解と認識を得るべく、身近で具体的な課題を取り上げ、一人ひとりが部落差別を自分の問題として捉えられるような教育・啓発活動を積極的に推進していくことが必要です。

#### ※1 えせ同和行為

部落差別を口実にして、企業・個人や行政機関などに対して行われる不法、不当な行為や要求のこと。

## 【基本方針】

我が国固有の人権問題である部落差別は、憲法によって保障された基本的人権の尊重に抵触する最重要課題です。部落差別を一日も早く解消することは、行政の責務であり国民的課題です。

しかしながら、実態的差別が相当改善されたにもかかわらず、心理的差別は依然として根強く残されています。

本市では、「八潮市同和行政の基本方針」及び「八潮市同和教育の基本方針」に基づき、部落差別を一日も早く解消するため、人権同和教育及び啓発を推進します。

### (1) 人権行政及び人権教育の最重要課題としての同和行政

部落差別の解消は、国や地方公共団体の責務であり、一日も早く解決しなくてはならない国民的課題であるとともに、国際社会全体の問題です。

このため、差別が存在する限り行政の責務として、人権行政の中に同和行政を埋没させることなく、人権行政及び人権教育の最重要課題として積極的に同和行政を推進します。

### (2) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和行政の推進にあたっては、第6次八潮市総合計画に定める「人権を尊重する社会づくり」の実現を目指すため、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、差別解消に向けて積極的に推進します。

### (3) えせ同和行為の排除

えせ同和行為とは、部落差別を口実にして個人や企業、行政機関等に対して行われる機関紙・図書などの物品購入や寄附金・賛助金の強要など、不法・不当な行為や要求を指します。こうした行為は、部落差別に対する誤った認識を植え付け、差別の解消の妨げになるものです。

このため、「広報やしお」など各種媒体を活用し、えせ同和行為の排除に向けた啓発に取り組みます。

## 2. 女性の人権

### 【現状と課題】

我が国においては、昭和60年（1985年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准以降、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が策定されるなど、男女共同参画を推進していくための法制度等の整備が進められてきました。

さらに、令和5年（2023年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」や令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」の制定、さらに令和7年（2025年）6月に「女性版骨太の方針2025」が決定されています。

本市では、平成5年（1993年）に「八潮市男女平等計画」を策定し、また平成16年（2004年）に「八潮市男女共同参画推進条例」を施行し、性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、自分らしく能力を発揮できる男女共同参画社会（※1）の実現に向けて、男女共同参画の推進に関する施策を進めてきました。さらに、これまでの取り組みを長期的な観点から見つめ直し、改善すべき課題や新たに取り組む課題に対応するため、令和8年（2026年）3月に「第5次八潮市男女共同参画プラン」を策定し、すべての人の人権が尊重された男女共同参画社会の実現に向けて、計画的に推進しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として存在しており、社会の様々な分野において男女間の格差がみられ、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

このため、誰もが自分らしく輝いて暮らすためには、あらゆる意思決定の場への女性の参画や性別による固定的な役割分担意識改革のための啓発が必要です。

#### ※1 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

## 【基本方針】

「八潮市男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持って施策を展開し男女共同参画社会の実現を目指します。

### (1) ジェンダー平等なまち八潮をつくる

性別による役割分担意識や無意識の偏見や思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、多様な世代や立場の人に対し、男女共同参画についての理解や認識が深まるよう、意識づくりを推進します。

また、「ダイバーシティ社会基本方針」や「八潮市パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るとともに、多様性の尊重や性の多様性に関する正しい理解に向けた情報発信を行うとともに、男女共同参画・ジェンダー平等の推進に向け、学校・家庭・地域などさまざまな場における啓発と学習機会の充実に努めます。

### (2) みんなが輝き・働けるまちをつくる

女性が活躍する場の拡大や、みんなが働きやすい環境づくりの推進、さらに男女が協力して実現するワーク・ライフ・バランス（※1）等、男女ともに働きやすい環境の整備に向けて、働く人・市内の事業者双方と協力・連携した取り組みを推進します。

### (3) 誰もが安全・安心に暮らせるやさしいまち八潮をつくる

DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶に向けては、若い世代を含む暴力の防止に向けた意識啓発に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につながるができるよう、相談体制の充実や安全の確保に取り組みます。

また、ひとり親家庭や生活に困窮した方、高齢や障がいなどにより生活上の困難を抱える方、外国人市民を支援し、すべての人が生涯にわたり健康で、安全安心に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

#### ※1 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。性別や年齢等にかかわらず、各人の置かれた状況に応じて、仕事と仕事以外の生活双方の充実のため、柔軟な発想で働き方や生活のあり方を変えていこうとする考え方のこと。

### 3. こどもの人権

#### 【現状と課題】

次代を担う子どもたちの健全な育成は、すべての人々の願いです。

平成元年（1989年）国連総会において、18歳未満のすべてのこどもの基本的人権を尊重することを目的に「児童の権利に関する条約」が採択されました。この条約は今もなお、貧困・虐待等の状況におかれている多くの子どもたちの尊厳を守り、国際的に保障推進されており、我が国においても平成6年（1994年）4月に批准しました。また、令和5年（2023年）4月から子ども施策を社会全体で総合的かつ強力的に推進していくための包括的な基本法である「子ども基本法」が施行されました。

埼玉県では、「子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」、「子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」及び「子どもを生むことや、育てることに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」を将来像とし、「子どもまんなか社会」の実現を目指すものとして、令和6年（2024年）度に「埼玉県子ども・若者計画」が策定されました。

しかしながら、子どもを取り巻く環境には、虐待、いじめ、商業的性的搾取等こどもの人権を侵害する状況が見受けられます。また、核家族やひとり親家庭の増加により、子育てに不安を抱えている家庭の増加が懸念されます。

## 【基本方針】

令和6年（2024年）度に策定した「八潮市こども計画」に基づき、「こどもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」という考えにより、『こどもも 親も 輝けるまち やしお』を基本理念として掲げ、こどもの権利を尊重していくことを念頭に、家庭や教育機関、地域社会と協働しながらこどもの人権が保障される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育を推進します。

### （1）こどもの人権の尊重

人格を持った一人の人間として尊重し、こども自身が権利の主体であるという認識を持ち、こどもに対し自らの人権が保障されていることと、他人の人権についても尊重しなければならないことを教えます。

### （2）環境の整備

いじめや虐待は、こどもの人権に関する重大な問題であり、家庭、学校、地域が連携し、いじめや虐待を許さない環境づくりに努めます。

### （3）商業的性的搾取の防止

こどもの商業的性的搾取の防止に努めます。

### （4）子育て支援

保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、こどもの心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を関係課と連携しながら実施します。また、地域社会における子育て支援を推進します。

## 4. 高齢者の人権

### 【現状と課題】

我が国では、少子高齢化が急速に進展しており、令和5年10月1日現在の高齢者人口は3,622万人、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は29.1%であり、いずれも過去最高を更新しています。

本市の高齢者人口は令和5年10月1日現在で20,954人、高齢化率は22.6%と全国平均より低い割合ではありますが、65歳から74歳までの前期高齢者人口は11,930人となっており、今後しばらくは後期高齢者人口の増加傾向が続き、医療・介護双方を必要とする方の増加が見込まれます。

今後も「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、高齢者が住み慣れた我がまち「やしお」で安心して暮らしていけるよう施策を推進します。

### 【基本方針】

「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、「古い」について正しく理解・認識し、高齢者の尊厳を守りながら、高齢者の持つ豊かな経験や知識・技能などを活かせるような機会をつくり、世代間の交流を進めるとともに、生きがいに満ちた積極的な社会参加ができる体制を整えます。また、高齢者の虐待防止や意思能力にハンディキャップがある認知症高齢者の権利擁護についても施策を展開し、高齢者が安心して暮らせる社会を目指します。

#### （1）地域交流の促進

高齢者の心身の健康を維持・増進し、社会参加を促すために、スポーツ・レクリエーション活動等を通じて、幅広い世代間の交流を図ります。

#### （2）高齢者の健康づくりと地域福祉活動等への参加促進

活力ある高齢期を過ごすことができるよう、高齢者が自身の健康管理に関心を持ち、積極的に健康づくりに取り組むことを支援します。

また、ひとり暮らし高齢者や夫婦2人暮らし高齢者が増加する中で、高齢者の孤立化を未然に防止するため、地域における世代間交流や地域活動への参加等を通じて、高齢者の生きがいづくり等を促進します。

### (3) 権利擁護業務

高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援をします。

### (4) 認知症対応施策の充実

認知症になっても、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい理解の普及、認知症の早期発見や状態に応じた相談等の認知症支援体制の充実に努めます。

### (5) 高齢者の人権を考えた教育・啓発の推進

すべての市民が高齢者問題を自分自身の問題として考え、一人ひとりが果たすべき役割を認識し、ノーマライゼーション(※1)の理念のもと、高齢者の人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

#### ※1 ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など、他の人々と同等に生活し、活動できる環境や制度等の生活条件を作り出すこと。

## 5. 障がいのある人の人権

### 【現状と課題】

昭和56年（1981年）の「国際障害者年」以来、そのテーマである「完全参加と平等」の実現を目指して、今日まで障がいのある人を取り巻く環境や施策は大きく進展してきました。

国においては、平成19年（2007年）に署名した国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成24年（2012年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の制定、平成25年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、様々な法制度等の整備が行われました。こうした法整備を踏まえて、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」について批准し、我が国において効力が生じました。

また、令和5年（2023年）及び令和6年（2024年）4月に改正された「障害者雇用促進法」、令和6年（2024年）4月に改正された「障害者差別解消法」等を踏まえ、これまで以上に障がいや障がいのある人への正しい理解が必要となり、ノーマライゼーション社会の実現が求められています。

### 【基本方針】

「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人の人権への十分な認識と理解を深めることで、障がいのある人への差別や偏見を解消し、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」を実現するため、次の視点に立った障がい者支援を推進します。

#### （1）自立した地域生活の維持及び継続

地域共生社会を実現するため、市民がノーマライゼーションの理念を正しく理解できる取り組みの一層の充実を図るとともに、障がいのある人等の社会参加を制約している社会的障壁を取り除くよう、企業や事業者に対して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についての普及啓発に努めます。

## (2) 社会参加を進めるための体制の整備

障がいのある人が地域で生きがいを持って生活し、社会活動に参加していくために、障がいのある人の雇用や就業の促進に努めるとともに、障がいのある人の活動の場及び日中活動の場を充実させ、社会参加を進めます。

## (3) 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

障がいのある児童の発達支援を推進するため、妊娠中からの支援体制を強化し、早期発見・早期療育の体制整備を進めます。

また、地域の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援体制の構築を推進するとともに、すべての児童がともに成長できるよう、年少期からのインクルージョン（※1）を推進します。

## (4) 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

誰もが住みよいまちづくりを推進していくために、ハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害発生時に備えて、地域における見守り活動を推進するとともに、災害時における障がいのある人への支援体制や避難体制を構築します。

## (5) 利用者本位のサービスの実現

障がいのある人が住み慣れた地域で安定して自立した生活を送るために、引き続き、多様な福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実を図ります。

併せて、計画策定等において障がいのある人及びその支援者の参加を促し、施策や事業に要望・意見を反映し、利用者のニーズに沿った施策を推進します。

### ※1 インクルージョン

年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多種多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できる社会を目指す考え方のこと。

## 6. 外国人市民の人権

### 【現状と課題】

本市の外国籍住民（※1）は、令和7年（2025年）4月1日現在、5,153人で、市人口の約5.5%となっています。

外国籍住民が年々増加する中、言葉や文化、習慣等の違いに起因する不当な差別や偏見、ヘイトスピーチ（脅迫や侮辱する言動）などの問題が懸念されています。

平成28年（2016年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されたことを踏まえ、違いを認め、互いの人権を尊重しあい、国籍を問わず誰もが安心して生活できる環境づくりが求められています。

本市では、言葉や習慣等の違い、言語の壁による情報伝達の困難さから、地域に馴染むことが難しい外国人市民（※2）が日本人市民とよりよい関係を築き支え合っていくために、日本語の学習機会の提供や、やさしい日本語及び多言語での情報提供の推進、地域社会への参加促進を図っています。

### 【基本方針】

「八潮市多文化共生推進プラン」の基本目標である「お互いを尊重し、みんなでつくる 多文化共生のまち やしお」を目指し、人権教育や多文化共生意識の啓発を推進します。

#### （1）学習支援と円滑なコミュニケーション

外国人市民が生活に必要な正しい情報を入手し正確に理解できるよう、日本語の学習機会の提供や日本語学習支援者の育成、やさしい日本語や多言語での情報提供、やさしい日本語の普及を推進します。

#### （2）誰もが安心して暮らせるまちづくり

外国人市民が安全に安心して生活を送ることができるよう、相談体制の充実や、教育や就労、防災や保健福祉等の生活基盤に関する情報提供や意識啓発を図ります。

### (3) 多文化共生の地域づくり

日本人市民と外国人市民が互いの人権を尊重し合い、それぞれの文化について理解を深める機会の充実を図り、多様性と包摂性のある多文化共生の地域づくりを進めます。

#### ※1 外国籍住民

日本国籍以外の国籍を有する市民のこと。在留外国人。

#### ※2 外国人市民

国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民のこと。

## 7. アイヌの人々の人権

### 【現状と課題】

アイヌ民族は、北海道等において、固有の言語、文化、生活習慣等を育んできました。

しかし、江戸時代の倭人商人による搾取、明治政府の同化政策による狩猟・漁猟の制限・禁止、アイヌ語の使用禁止、独自の風習の禁止等により、アイヌの人々の伝統的な社会や文化は打撃を受け、歴史や文化についての理解不足もあり、実際には偏見や差別を受けていました。

アイヌ民族としての地位の確立と民族復権の動きは、先住民族にかかわる国際的動向を背景として次第に高まりを見せ、平成9年（1997年）には呼称それ自体差別的であった明治32年（1899年）制定の「北海道旧土人保護法」を廃止し、アイヌ文化振興と伝統普及の施策に重点をおいた「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

また、平成20年（2008年）には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択されましたが、平成25年（2013年）に北海道庁が実施した生活実態調査の結果では、アイヌの人々の人権の擁護と文化に対する理解は十分とはいえないのが現状です。

### 【基本方針】

アイヌの人々が不当な差別や偏見を受けることなく、アイヌ語やアイヌの伝統文化に対する理解を深め、人権とアイヌ文化が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進します。

#### （1）人権尊重意識の普及

アイヌ語やアイヌ伝統文化に対する理解を深め、アイヌの人々の文化を尊重する意識の啓発を進めます。

## 8. インターネットによる人権侵害

### 【現状と課題】

情報通信技術の進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上し、生活は便利になりましたが、一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗・中傷や差別的な掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載等、人権にかかわる問題が生じています。

また、インターネットを介した個人情報の流失や有害サイトを利用して犯罪に巻き込まれるなど、新たな問題も発生しています。

このような状況から、平成14年（2002年）5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が、令和7年（2025年）4月には、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付け、対応の強化を進めています。

しかし、インターネットによる人権侵害は、増加傾向にあるのが現状です。

### 【基本方針】

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー等について啓発を進めるとともに、児童生徒に対する情報教育を充実します。また、人権を侵害する恐れのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

#### （1）啓発の推進

インターネットに潜む危険性と、人権を侵害するような情報掲載をしないよう、啓発を推進します。

#### （2）人権問題への対応

インターネット上に差別の助長や名誉毀損、プライバシーを侵害する書き込み等を確認した際は、「情報流通プラットフォーム対処法」に基づき、国や県、関係団体等との連携を図り、被害者の救済に向け、文言の削除等適切に対応します。

## 9. 性的マイノリティの人権

### 【現状と課題】

性的マイノリティとは、レズビアン：Lesbian（女性同性愛者）やゲイ：Gay（男性同性愛者）、バイセクシュアル：Bisexual（両性愛者）、トランスジェンダー：Transgender（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、あるいはクエスチョニング：Questioning（性自認や性的指向が定まっていない、または特定しない人）、また、クィア／Queer（規範的な性に当てはまらない多様な性のあり方全般を指す包括的な言葉）など、性のあり方が少数な人を示す言葉です。

それぞれの頭文字から「LGBTQ」あるいは「LGBTQ+（プラス）（※1）」とも示され、人の本質である性のあり方には、多様性があることが明らかになってきました。

国では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、多様な性に寛容な社会の実現のため、令和5年（2023年）6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。

本市では、令和5年（2023年）3月に八潮市ダイバーシティ社会推進方針を策定し、性的マイノリティの自由な意思を尊重するため、令和5年（2023年）4月からパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

しかしながら、性的マイノリティへの理解はまだ十分ではなく、性の区分を前提とした社会生活上の制約等の問題があります。

性的マイノリティについての正しい知識を普及し、地域や学校、職場や医療機関等において性の多様性への理解を進めるとともに、その人権が保障され、誰もが安心して生活できる環境づくりが必要です。

### 【基本方針】

#### （1）多様な性に対する人権教育・啓発の推進

性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、多様性を認め合う社会を実現するため、国や埼玉県、関係団体等と連携し、市民や事業者等への人権教育・啓発を推進します。また、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が十分理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう周知啓発を推進します。

※1 LGBTQ+（プラス）

+（プラス）は、LGBTQの頭文字に当てはまらない、さらに多様な性的指向や性自認を表している。

## 10. 感染症患者等の人権

### 【現状と課題】

はじめに、感染症患者等の人権の尊重については、平成10年（1998年）に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の基本理念として掲げられていることから、これまでプライバシー等の人権保護に配慮した取り組みを行ってきました。

また、ハンセン病については、平成21年（2009年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病問題の解決の促進に関して必要な事項が決められるなど、社会全体で患者・感染者の人権尊重に向けた整備が進められてきました。

このほか、国の人権教育・啓発に関する基本計画においても、HIV感染者等、肝炎ウイルス感染者等及び新型インフルエンザ等の感染者等を含めた感染症患者等や、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対して、偏見や差別の予防や解消を推進していくことが示されています。

しかし、依然として感染症患者等への誤解による差別や偏見は存在しており、病気に関する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見の解消に向け取り組んでいく必要があります。

### 【基本方針】

感染症患者等が病気を理由に不当な差別や偏見を受けることなく、人権とプライバシーが守られ、地域社会の中でいきいきと生活ができるよう、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発への取り組みを推進します。

#### （1）感染症等に関する正しい知識の普及啓発

患者・感染者やその家族が日常生活や雇用の場において、病気を理由とするハラスメント等の不当な扱いを受けないような地域社会の形成に努めます。

## 11. 刑を終えて出所した人の人権

### 【現状と課題】

近年、殺人、強盗等の凶悪犯罪や傷害、暴行、脅迫等の犯罪が増加しています。

犯罪や非行には、本人だけではなく、広く家庭、職場、学校等地域環境等にも多くの要因があるため、行政だけではなく各分野の総合的な施策が必要です。

国は、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき、令和5年（2023年）3月に策定された「第二次再犯防止計画」等により、刑を終えて出所した人等が、責任ある社会の構成員として認められるよう、広報・啓発活動をはじめとする再犯の防止等のための様々な施策を推進しています。

しかし、刑務所等の矯正施設に収容されていた人が、刑を終えて出所してきた場合、一般的には冷たい視線でその人をとらえ、企業等への就職・復職が困難になっており現実には非常に厳しい状況があります。

刑を終えて出所してきた人の社会復帰には、保護司だけでなく周囲の人々の理解と協力が不可欠になります。

### 【基本方針】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくし、これらの人の社会復帰に資するためには、まわりの人々の理解と協力が大切であることから、あらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に努めます。

#### （1）刑を終えて出所した人の人権に関する理解と普及

刑を終えた人やその家族に対する先入観を払拭し、偏見や差別を無くすよう啓発を推進し、刑を終えた人を受け入れる企業等地域社会の形成に努めます。

## 12. 犯罪被害者やその家族の人権

### 【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害のみならず、事件の後遺症やマスメディアの行き過ぎた取材や報道、周囲の人々の心ないうわさ、中傷、偏見等の精神的被害、失業や廃業、働き手を失い経済的被害を受けるなどの二次的被害に苦しめられています。

国は、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」及び「犯罪被害者等基本計画」を策定し各施策が進められています。また、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための事業を実施していますが、各種の支援体制は十分とはいえず、今後も行政・司法・民間団体等が被害者支援に取り組み、被害者等の人権の保障を図るとともに、一人ひとりが犯罪の被害に遭った人の置かれている状況を理解し、支援に協力していく必要があります。

### 【基本方針】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者の平穏への配慮の重要性等についての認識を深める啓発活動を推進するとともに、相談・支援体制の強化に努めます。

#### （1）啓発活動の推進

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、市民が認識を深めるために啓発を推進します。

#### （2）相談・支援体制の強化

国や県、関係団体等と連携し、相談・支援体制の強化に努めます。特に県では、警察や民間援助センターを中心に、犯罪被害者等に対する相談等の支援体制を整備しているため、県との連携・協力を十分に図り、相談者への迅速かつ適切な救済に取り組みます。

## 13. 北朝鮮当局による拉致問題

### 【現状と課題】

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は、拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年（2004年）までに政府が認定した17人の拉致被害者のうち5人とその家族8人の帰国が実現しました。その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、残る被害者の安否に関する納得のいく説明はありません。

平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する啓発は、国及び地方公共団体の責務と定められました。拉致問題は、国家主権にかかわる問題であるとともに、重大な人権侵害であり、国民世論及び国際世論の後押しが必要との観点から、国民の認識を深め、国際社会の理解を求める情報発信がなされています。また、同法では、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、全国的に拉致問題に関する啓発活動が実施されています。

### 【基本方針】

拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発活動を、国や関係団体等と連携を図りながら推進します。

#### （1）拉致問題に対する啓発活動の推進

北朝鮮人権侵害問題啓発週間をはじめとするあらゆる機会において、拉致問題に対する市民の関心と認識を深めるための啓発を推進します。

## 14. 災害時における人権への配慮

### 【現状と課題】

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波により多くの尊い人命や、人々の平穏な暮らしを奪いました。

また、被災された方々が、その後の避難所生活においてもプライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、環境に不慣れな外国人市民等の要配慮者や女性への配慮が問題となりました。

さらに、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により、農業、水産業等が受けた風評被害や、避難者が避難先で受けた一部の心ない対応により、心身ともに苦しむなどの人権侵害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

### 【基本方針】

災害時においても、人権が守られ、安心して生活が送れるよう、女性や高齢者、障がいのある人、こどもなどへのきめ細かい配慮のもと防災対策を推進します。

#### （1）啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や県、民間団体等との連携を図りながら推進します。

#### （2）災害時の対応

相談、支援、情報の伝達、避難所の体制の構築にあたっては、人権に十分配慮しながら対応します。

## 15. その他の人権問題

### 【現状と課題】

前述のほかにも、次にあげるような人権問題が存在します。

また、今後、新たに生じる人権問題等についても、それぞれの問題の状況に応じた取り組みが必要となってきます。

#### (1) ホームレス

路上生活者、野宿者等安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレスと呼ばれている人たちは、その自立を妨げる様々な要因があり、住居の確保が困難であったり、暴行を受けるなどの問題が生じています。

#### (2) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害です。深刻な精神的・肉体的苦痛を被害者にもたらし、その回復は非常に困難なため、迅速・的確な対応が求められています。

#### (3) その他

その他、ハラスメント、ケアラー・ヤングケアラー、依存症、貧困に関する問題などについては、その動向を適正に把握し、国や県、関係機関等と連携を図りながら適切に対応します。

### 【基本方針】

人権問題の解決には、市民一人ひとりが人権問題について、正しく理解をする必要があります。あらゆる人権問題の解決に向け、国や埼玉県、関係機関等と連携を図り、啓発の推進や人権相談等、体制の充実に努めます。

## 第5章 人権教育・啓発の推進

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であって、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

また、余暇時間の増大とあいまって、人々はより充実した人生を送りたいと願い、生涯に渡って様々な知識を得るため、いつでも、どこでも、誰でもが自由に学習ができ、生きがいのもてる社会づくりを求めています。このような社会づくりを目指すためには、その柱に人権文化を創造し、人権尊重の理念を広めることが不可欠です。

市民一人ひとりが日常生活において、人権にかかわる様々な問題に気づき、あらゆる生活の場を学習機会と捉え、自発的に参加し、常に考える習慣を身に付けることが大切です。人権に対する正しい知識と人権感覚を身に付け、「人権感覚の満ちあふれた社会を構築していく中心は自分自身である」という意識を育むことによって、人権尊重の輪が社会全般に広がり、人権が普遍的文化として根付く社会が創られていきます。

「八潮市人権施策推進指針」は、「人権の世紀」といわれる21世紀の八潮市を見つめ、市民一人ひとりが幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の構築のための基本となるものであり、市をはじめとして市民や企業及び各種団体が協力し合い、創意工夫をしながら人権教育・啓発の施策を推進するものです。

### 1. あらゆる場を通じた人権教育

#### (1) 学校教育における人権教育

人権教育は、ただ単にどれだけ知識を得たかということではなく、教育によって得た知識をいかに自分のものとして行動に移せるかということが重要です。

人権教育の実施にあたっては、就学以前の幼児期から人権を尊重する心がまえと態度を育てることが大切であり、学校教育においては各発達段階に応じ、体系的かつ実践的な人権教育の推進が必要です。

学校教育における人権教育の果たす役割は大きく、人格形成上、重要な位置をしめるもので、一人ひとりの違いを認め、理解する態度を育てることは、人を思いやる心や感性を育成することにつながります。こどもたちが自ら考え、学びの主体者として育つとともに、学校生活や日常生活における仲間づくりを通して豊かな感性や生命・人権を尊重する精神を育むことが重要です。さらに、お互いの違いを認め合い、他者を大切にすることを育成し、

知識理解に留まることなく行動に結び付け、生涯にわたって実践していく力を身に付けさせることが求められています。

本市では、「みんなでいじめをなくすための条例～いじめゼロ条例～」を平成27年（2015年）9月に制定しました。こどもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれのこどもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、すべての者に求められる喫緊の課題です。こどもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づく、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、こどもたちが自ら学び、取り組むよう訴えています。

また、学校における人権教育の推進は教職員が担い手です。その教職員が人権教育を正しく理解し、自ら人権尊重の精神に徹し、適切に人権教育を実践できるよう、研修会や講習会等を開催し、知識や行動等を身に付けることで、教職員のなご一層の資質の向上に努めます。

## （2）社会教育における人権教育

「八潮市人権施策推進指針」が目指すものは、普遍的な人権文化の創造であり、人権が当たり前のこととして尊重され、一人ひとりが自然に習慣として人権尊重に基づく行動ができる社会の実現です。

人権を尊重する社会を実現させるためには、市民一人ひとりが人権の尊重について正しく理解することが重要です。人権についての理解を深め、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付けられることを目指して行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きいことから、市民と人権教育・啓発の実施主体である八潮市が相互に十分な連携と協力により、総合的にその推進に努めることが重要です。

また、近年は交通や通信の発達に伴い、政治・経済のみならず日常生活においても急速な国際化が進展しています。様々な文化との出会いなど相互の交流を通じて、互いの価値観や人権尊重の意義・感覚を育てるなど、国際化時代に対応していく必要があります。

このことから、生涯学習を進めるための各種施策を通じて、これまでの事業内容を人権の視点から捉え直すとともに、人権にかかわる様々な学習機会の創出や生涯学習関係機関との連携・協力体制を強化し、人権に関する学習を推進していくことが重要です。また、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象として、それぞれのライフサイクルに対応した人権に関する学習機会の一層の充実を図ることが必要です。

さらに、学習意欲を喚起するための学習プログラムの開発、参加型学習である体験学習や身近な課題等を取り上げるなど、創意工夫をしていくことが大切です。このため、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど指導者層の養成及び資質の向上に努めます。

なお、人権教育・啓発を市民全体に浸透させるためには、市民意識の現状を知る必要があります。人権教育・啓発に関する手法や体系について調査・研究し、市民の人権問題に関する意識の把握に努めるとともに、効果的な人権教育・啓発のために様々な条件整備に努めます。

### (3) 家庭における人権教育

日常生活の中に人権教育を浸透させるためには、最小社会である家庭は、重要な位置をしめ、幼児期からの豊かな情操や思いやり、善悪の判断等人間形成の基礎を育むうえで家庭教育の果たす役割は極めて重要です。

今日、少子化、核家族化が進行する中、家庭や地域における教育機能の低下や地域のつながりの希薄化等により、身近に相談する相手がいいため、子育てへの不安が高まっている場合が多くみられます。このような家庭にあっては、豊かな人間性を育むための教育そのものが十分に行われず、人権感覚が育ちにくくなっていると考えられます。

このことから、保護者に対して子育てについての啓発を行うとともに、各種の相談活動の充実に努めます。さらに、地域で人権感覚を備えたこどもを育てる環境を整備するため、体験活動機会の提供や活動情報の提供に向けた体制の整備に努めます。

また、家庭教育の中心となる保護者自身があらゆることに偏見を持たず、差別をしないことなど、日常生活を通じて身をもってこどもに示していくことが必要です。このことから、PTA等と連携・協力しながら人権に関する研修会を実施し、それぞれの家庭における人権意識の高揚に努めます。

### (4) 企業における人権教育

一人ひとりが希望にあふれ、安心して働ける社会を実現するためには、各人の人格の尊重・職業選択の自由が保障され、その能力を活かすことのできる職業に就くことができるよう職業選択の機会均等の確保を図ることが重要な課題のひとつです。

このため、労働者及び使用者の人権意識の高揚を図るため、市ホームページ等を通じて人権教育・啓発の充実に努めます。また、企業等において応募者の適性と能力に基づく公正な採用が行われるよう啓発に努めます。

#### (5) 行政における人権教育

行政は、市民に対し人権教育を推進するうえで中心的な役割を果たす機関であり、特に職員は人権問題を正しく理解し、それぞれの職務を通じて人権を守るという重要な責務を担っています。

人権尊重の行政を推進していくためには、すべて職員が差別の実態や現実から正しく学び、部落差別をはじめとした人権問題の解決を自らの課題として捉え、職員一人ひとりが「人権啓発の指導者である」ことを認識し、日常業務に従事できるよう資質の向上に努めます。

#### (6) 福祉・医療関係者における人権教育

社会における高齢化は、今後、さらに進行することが予測され、それに伴い私たちの生活にしめる福祉や医療に対するニーズが高まり、福祉や医療に従事する人々が増加することが予想されます。福祉や医療に従事する人々の人権教育・啓発の充実に努めます。

## 2. 効果的な啓発活動の実施

21世紀は「人権の世紀」ともいわれており、市民一人ひとりの日常生活の中に人権意識が根付くことが必要です。人権教育を効果的に推進するためには、人権意識の向上を目指して、学習機会の拡大・充実に努めるとともに、様々な条件整備に努め、人権問題が差別等を受けている一部の人の問題ではなく、すべての人にかかわる問題であることを認識する必要があります。

本市においては、「八潮市人権施策推進指針」をもとに部落差別をはじめとする、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人市民等多くの人権問題について、それぞれの分野で啓発活動を展開してきました。さらに総合的な教育・啓発を推進するために、人権という視点から各種の重要課題に取り組み、教育・啓発を充実させ、人権意識を育むための総合的な教育・啓発活動システムを構築することが大切です。

人権という文化を築き上げていくためには、あらゆる場で、あらゆる人に、あらゆる手法による人権教育・啓発を進める必要があります。そのために、次のような条件整備に取り組んでいきます。

#### (1) 効果的な手法の採用

これまでの人権問題に関する教育は、知識理解を中心とした講義形式、あるいは、印刷物による啓発のように定型的学習を中心に啓発・研修を推進してきました。この形式は、基礎的な人権教育を実施する場合は非常に有効で、実際に多くの人が様々な人権問題について正しい知識を持つようになってきておりますが、今後は定型的学習の他に、参加型や体験型の教育内容を取り入れるなど、学習方法の創意工夫に努めていきます。

人権意識を日常生活の中に根付かせるためには、市民の関心を引き起こし、正しい知識を得て正しい行動に発展できるよう魅力的な啓発方法及び情報の提供等学習内容の充実・整備が必要です。

#### (2) 視聴覚教材の整備

ビデオや映画等の人権教育のための視聴覚教材は、手軽に利用できる人権教育の手段です。このため、優れた視聴覚教材の確保・活用に努めます。

#### (3) 人権情報の提供

多様な人権課題や学習要求に応えるためには、様々な文献や資料等最新情報の提供が必要です。このため、従来の印刷媒体による伝達を充実させるとともに、情報の早期伝達を図るための広域的な啓発手法の調査・研究に努めます

#### (4) 推進体制の整備

八潮市人権施策推進本部は、国・県、埼玉郡市市町等と連携し、人権教育・啓発を推進します。

### 3. 連携体制

#### (1) 国・県との連携

人権教育・啓発の推進が広域的な取り組みとして展開されるように、国・県の人権に関係するあらゆる部局と連携し、より効果的な人権教育・啓発を推進します。

#### (2) 近隣市町との連携

人権教育・啓発を広域的かつ有効に推進していくために、本市を含む埼玉郡市市町は「埼玉郡市人権施策推進協議会」を組織し、これまで市民を対象とした講演会や、各階層別の職員を対象とした研修会、教職員を対象とした現地研修会、担当者の現地研修や研修会等を連携して実施してきました。

今後は、より効果的な啓発方法の研究等を含め、埼葛郡市市町等と連携・協議を図りながら人権教育・啓発を推進します。

### (3) 民間団体との連携

人権を日常生活のすみずみまで浸透させ、人権文化を確立するためには、行政や学校といった公的な部門の取り組みだけでは不十分です。民間のあらゆる部門で人権教育の取り組みが積極的に図られる必要があります。

今後、各種団体に人権教育の取り組みの充実を促すとともに、人権問題に取り組む民間団体との連携・協議を図りながら、人権教育・啓発を推進します。

## 第6章 計画の推進

### 1. 目標の達成

本指針の推進にあたり、「人権教育及び啓発に関する法律」の趣旨及び本指針の内容を、市民をはじめとした各方面へ限なく浸透させることを当初の目標とし、『人権』という普遍的文化が確立されることをもって目標の達成とします。

### 2. 推進体制の整備

#### (1) 全庁体制での推進

人権教育・啓発の積極的な展開を図るため、「八潮市人権施策推進本部」を核として、緊密な連絡調整を図り、全庁体制で人権教育・啓発を総合的に推進します。

#### (2) 啓発・学習資料等の提供

人権に関する啓発・学習のための資料、学習機会、教材等の情報の要求に対応するため総合的に体系化し提供に努めます。

### 3. 見直し

この指針の目標年次は、令和17年（2035年）度とし、社会情勢の変化に応じて内容の確認を行い、必要な見直しを実施するものとします。

## 資料

### 世界人権宣言(全文)

#### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心をふみにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条(自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

#### 第2条(権利と自由の享有に関する無差別待遇)

1. すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
2. さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わ

ず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

### 第3条(生存、自由、身体の安全)

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条(奴隷の禁止)

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条(非人道的な待遇又は刑罰の禁止)

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条(法の下に人としての承認)

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条(法の下における平等)

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条(基本的権利の侵害に対する救済)

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条(逮捕、拘禁又は追放の制限)

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条(裁判所の公正な審理)

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審判を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第 11 条(無罪の推定、罪刑法定主義)

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保護を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法律又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より思い刑罰を課せられない。

#### 第 12 条(私生活、名誉、信用の保護)

何人も、自己の私事、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対し攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第 13 条(移転と居住)

1. すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び移住する権利を有する。
2. すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第 14 条(迫害)

1. すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に対する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第 15 条(国籍)

1. すべての人は、国籍をもつ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第 16 条(婚姻と家庭)

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ生活をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第 17 条(財産)

1. すべて的人是、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第 18 条(思想、良心、宗教)

すべて的人是、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって、宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第 19 条(意見、発表)

すべて的人是、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第 20 条(集会、結社)

1. すべて的人是、平和的に集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
2. 何人も、結者に属することを強制されない。

## 第 21 条(参政権)

1. すべて的人是、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2. すべて的人是、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保護される投票手続きによって行われなければならない。

## 第 22 条(社会保障)

すべて的人是、社会の一員として、社会保護を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

## 第 23 条(労働の権利)

1. すべて的人是、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2. すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保護する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

#### 第 24 条(休憩、余暇)

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第 25 条(生活の保障)

1. すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保護を受ける権利を有する。
2. 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的な保護を受ける。

#### 第 26 条(教育)

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第 27 条(文化)

1. すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
2. すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第 28 条(社会的国際的秩序)

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第 29 条(社会に対する義務)

1. すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保護すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第 30 条(権利と自由に対する破壊的行動)

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に徒事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布・施行  
(法律第147号)

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ啓発的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。但し、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

---

( 衆 議 院 )

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を

踏まえ、充実したものにすること。

3 「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

---

( 参 議 院 )

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、「人権の21世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。

2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることをかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。(※原文は縦書き)